**日南串間広域不燃物処理組合**

**業務委託契約約款**

　**（総則）**

**第１条**　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同

じ。）に基づき、入札公告及び設計図書（別冊の図面、仕様書、

現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同

じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及

び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）

を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契

約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、

契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡す

ものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関

する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことが

できる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、

当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場

合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合

を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任に

おいて定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らして

はならない。

６　受注者は、この契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う

場合は、発注者の指示に従い、適切な管理を行うものとする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語

は、日本語とする。

８　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量

単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平

成４年法律第51号）に定めるものとする。

10　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）

の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第36条の規定に基づ

き、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うもの

を除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意

による専属的管轄裁判所とする。

13　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者

は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対

して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契

約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員

に対して行ったものとみなし、また、発注者は、受注者に対し

て行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通

じて行わなければならない。

　**（指示等及び協議の書面主義）**

**第２条**　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書

面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合

には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行

うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既

に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交

付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協

議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

　**（業務工程表の提出）**

**第３条**　受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づ

いて業務工程表（別記様式第１号）を作成し、発注者に提出し

なければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を

受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求す

ることができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変

更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「

当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用

する。

４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

　**（契約の保証）**

**第４条**　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれ

かに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場

　合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証

券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を

　保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業

会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律

第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以

下同じ。）の保証

⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証

券による保証

 ⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補す

　　る履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（

　第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分

　の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保

　証を付す場合は、当該保証は、第50条第３項各号に規定する者

　による契約の解除の場合についても保証するものでなければな

らない。

４　第１項の規定のより、受注者が同項第２号又は第３号に掲げ

る保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の

提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる

保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業

務委託料の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額

を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求する

ことができる。

　**（権利義務の譲渡等の禁止）**

**第５条**　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者

に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発

注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得ら

れた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権そ

の他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発

注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（著作権の譲渡等）**

**第６条**　受注者は、成果物（第37条第１項の規定により読み替

えて準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び

第37条第２項の規定により読み替えて準用される第31条に規

定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）

が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規

定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、

当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28

条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発

注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、

　当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することがで

きる。

３　発注者は、成果物が著作権に該当する場合には、受注者が承

諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を

変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者

　が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変すると

　きは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物

　に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく

　自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）

　が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場

合には、当該成果物を使用し、複製し、又は第１条第５項の規

定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログ

ラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著

作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定

するデータベースの著作権をいう。）について、受注者が承諾し

た場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデー

タベースを利用することができる。

**（一括再委託等の禁止）**

**第７条**　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書におい

て指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせては

ならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書にお

いて指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなら

ない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせよ

うとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を

委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請

け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求す

ることができる。

**（特許権等の使用）**

**第８条**　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他

日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権

等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、

その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、

発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特

許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在

を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して

要した費用を負担しなければならない。

**（調査職員）**

**第９条**　発注者は、調査職員を置いたときは、調査職員選任（変更）通知書（別記様式第２号）により受注者に通知しなければ

ならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

２　調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款

に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認め

て調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところに

より、次に掲げる権限を有する。

⑴　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受

注者の管理技術者に対する業務に関する指示

　⑵　この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の

　　申出又は質問に対する承諾又は回答

　⑶　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者と

の協議

　⑷　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照

　　合その他この契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担さ

せたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、

調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したと

きにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなけ

ればならない。

４　第２項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則とし

て、書面により行わなければならない。

５　第１項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、こ

の約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、

調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調

査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

**（管理技術者）**

**第10条**　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定

め、管理技術者等選任（変更）通知書（別記様式第３号）によ

り発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したと

きも、同様とする。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄

を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料

の請求及び受領、第14条第１項の請求の受理、同条第２項の決

定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並び

にこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者

の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のう

ちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあ

るときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ

ればならない。

**（照査技術者）**

**第11条**発注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容

の技術上の照査を行う照査技術者を定め、管理技術者等選任

（変更）通知書（別記様式第３号）により発注者に通知しなけ

ればならない。照査技術者を変更したときも。同様とする。

２　照査技術者は、前条第１項に規定する管理技術者を兼ねるこ

とができない。

**（地元関係者との交渉等）**

**第12条**地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。

この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれ

に協力しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた

費用を負担しなければならない。

**（土地への立入り）**

**第13条**受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入

る場合において、当該土地の所有者等の承諾等が必要なときは、

　発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注

　者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならな

　い。

**（管理技術者等に対する措置請求）**

**第14条**発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者

の使用人若しくは第７条第３項の規定により受注者から業務を

委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著し

く不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明

示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求すること

ができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求

に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10

日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と

認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面

により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求

に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10

日以内に受注者に通知しなければならない。

**（履行報告）**

**第15条**　受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行

について発注者に報告しなければならない。

**（貸与品等）**

**第16条**発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、

図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）

の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、

設計図書に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日か

ら７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければな

らない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しな

ければならない。

４　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設

計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還

しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した

期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還

に代えて損害を賠償しなければならない。

**（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）**

**第17条**　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若し

くは発注者と受注者が協議の内容に適合しない場合において、

調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなけれ

ばならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示に

よるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発

注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業

務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な

費用を負担しなければならない。

**（条件変更等）**

**第18条**　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに

該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答

書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場

合を除く。）。

⑵　設計図書に誤り又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履

行条件が実際と相違すること。

⑸　設計図書に明示されていない履行条件について予期するこ

とのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら

前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会い

に応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対し

てとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に

通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できない

やむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴

いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認され

た場合において、必要があると認められるときは、発注者は、

設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に

おいて、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間

若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたと

きは必要な費用を負担しなければならない。

**（設計図書等の変更）**

**第19条**　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業

務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認

められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注

者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**（業務の中止）**

**第20条**　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所

有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的

又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者

の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著し

く変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められ

るときは、発注者は、業務中止通知書（別記様式第４号）により

直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させ

なければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるとき

は、業務中止通知書（別記様式第４号）により受注者に通知し

て、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により業務を一時中止した場合にお

いて、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委

託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止

に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼ

したときは必要な費用を負担しなければならない。

**（業務に係る受注者の提案）**

**第21条**　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に

優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、

発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更

を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に

通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合に

おいて、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委

託料を変更しなければならない。

**（受注者の請求による履行期間の延長）**

**第22条**　受注者は、その責めに帰することができない事由により

履行期間内に業務を完了することができないときは、理由を明

示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求すること

ができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必

要があると認められるときは、履行期間を延長しなければなら

ない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ

き事由による場合においては、業務委託料について必要と認め

られる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な

費用を負担しなければならない。

**（発注者の請求による履行期間の短縮等）**

**第23条**　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要が

あるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することがで

きる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められると

きは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたとき

は、必要な費用を負担しなければならない。

**（履行期間の変更方法）**

**第24条**　履行期間の変更については、履行期間変更協議書（別

記様式第５号）により発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、

　発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴

いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履

行期間の変更事由が生じた日（前22条の場合にあっては発注者

が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受

注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議

開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定

め、発注者に通知することができる。

**（適正な履行期間の設定）**

**第25条**　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、こ

の業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保

　されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であ

　ると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

**（業務委託料の変更方法等）**

**第26条**　業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議

して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整

わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴

　いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業

務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を

通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者

に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合

又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額につ

いては、発注者と受注者とが協議して定める。

**（臨機の措置）**

**第27条**　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるとき

は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、

必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の

意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情

があるときは、この限りではない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発

注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると

認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求す

ることができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場

合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託

料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分

については、発注者がこれを負担する。

**（一般的損害）**

**第28条**　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を

行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又

は第30条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者

がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定める

ところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）

のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについて

は、発注者が負担する。

**（第三者に及ぼした損害）**

**第29条**　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規

定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害賠償

　を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書

に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を

除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者

の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が

その賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は

貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由が

あることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限り

でない。

３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地

下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に

定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除

く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければなら

ないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。

ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を

怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

４　前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を

生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理

解決に当たるものとする。

**（不可抗力による損害）**

**第30条**　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定め

たものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者

と受注者のいずれかの責めにも帰することができないもの（以

下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出

来形部分（以下この条及び第49条において「業務の出来形部

分」という。）、仮設部又は作業現場に搬入済みの調査機械器

具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに

その状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調

査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠

ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付さ

れた保険によりてん補された部分を除く。以下この条において

「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知

しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、

　損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負

担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、

仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会い

その他受注者の業務に関する記録等により確認することができ

るものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費

用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）の

うち、業務委託料の100分の１を超える額を負担しなければな

らない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各

　号に定めるところにより、算定する。

　⑴　業務の出来形部分に関する損害　損害を受けた出来形部分

　　に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはそ

　　の評価額を差し引いた額とする。

　⑵　仮設物又は調査機械器具に関する損害　損害を受けた仮設

　　物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、

当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受

けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた

額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することがで

き、かつ、修繕費の額が上記の額が少額であるものについて

は、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合にお

ける第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、

第４項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、

「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の

取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分

の１を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の１を超え

る額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用す

る。

**（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）**

**第31条**　発注者は、第８条から第17条から第23条まで、第27条、第28条、前条、第34条又は第39条の規定により費用を

負担すべき場合又は業務委託料を増額すべき場合において、特

別の理由があるときは、負担額又は業務委託料の増額の全部又

は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合に

おいて、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定

める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない

場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴

いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者

が同項の費用を負担すべき事由又は業務委託料を増額すべき事

由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合に

は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することが

できる。

**（検査及び引渡し）**

**第32条**　受注者は、業務を完了したときは、その旨を委託業務完

了届（別記様式第６号）により発注者に通知しなければならな

い。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項

の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者

の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を

確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知

しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受

注者が成果物引渡申出書（別記様式第７号）による通知を行っ

たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果

物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求

することができる。この場合において、受注者は、当該請求に

直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに

修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合にお

いて、修補の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用

する。

**（業務委託料の支払）**

**第33条**　受注者は、前条第２項（同条第５項において準用する

場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したと

きは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受

けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内

に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした

日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期

間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了した

ものとみなす。

**（引渡し前における成果物の使用）**

**第34条**　発注者は、第32条第３項若しくは第４項又は第37条

　第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果

物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管

理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用

したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用

を負担しなければならない。

**（概算払）**

**第35条**　業務委託料を概算払により支払うことについて契約書で

定めた場合は、受注者は、この契約の成立後、発注者の指定す

る期日までに概算払金の請求を行うものとし、発注者は、請求

を受けた日から起算して14日以内に受注者に支払うものとする。

**（部分払）**

**第36条**　業務委託料を部分払により支払うことについて契約書で

定めた場合は、受注者は当該請求に係る業務等の発注者が指定

する履行報告書及び請求書を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の履行報告書及び請求書が正当であると認め

たときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に部

分払金を支払うものとする。

**（部分引渡し）**

**第37条**　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了

に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指

定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務

が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指

定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係

る成果物」と、同条第４項及び第33条中「業務委託料」とある

のは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの

規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注

者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合におい

て、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、

「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４

項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係

る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用される第33条第１項の規定により

　受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料

は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第

２項において準用する第33条第１項の規定による請求を受け

た日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、

受注者に通知する。

**（第三者による代理受領）**

**第38条**　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一

部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした

場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受

注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三

者に対して第33条（前37条において準用する場合を含む。）

の規定に基づく支払をしなければならない。

**（前払金等の不払に対する業務中止）**

**第39条**　受注者は、発注者が第37条において準用される第33

条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払

を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又

は一部を一時中止することができる。この場合においては、受

注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注

者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場

合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは

業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若し

くは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ

ばならない。

**（契約不適合責任）**

**第40条**　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し

て契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）

であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡

しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課

するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法に

よる履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の

追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注

者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが

できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告

をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又

　は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するこ

とができない場合において、受注者が履行の追完をしないで

その時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による

催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らか

であるとき。

**（発注者の任意解除権）**

**第41条**　発注者は、業務が完成するまでの間は、次条又は第43

条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除する

ことができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合におい

て、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

**（発注者の催告による解除権）**

**第42条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると

きは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履

行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、そ

の期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に

　着手しないとき。

⑵　履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間後相当の

　期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

⑶　管理技術者を配置しなかったとき。

⑷　正当な理由なく、第40条第１項の履行の追完がなされな

　いとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**（発注者の催告によらない解除権）**

**第43条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する

　ときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　⑴　第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡した

とき。

　⑵　この契約の成果物を完成させることができないことが明ら

かであるとき。

　⑶　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する

　　意思を明確に表示したとき。

　⑷　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が

その債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

において、残存ずる部分のみでは契約をした目的を達成する

ことができないとき。

　⑸　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日

　　時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達す

　　ることができない場合において、受注者が履行をしないでそ

　　の時期を経過したとき。

　⑹　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、

発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履

行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

　３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に

　規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員

（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条

において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に

業務委託料債権を譲渡したとき。

　⑻　第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出

　　たとき。

　⑼　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれ

　　かの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当すると

き。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人

　である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託業

務を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員で

あると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められ

　るとき。

　　ウ　役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、

又は使用したと認められるとき。

　　エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又

　　　は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利

用するなどしたと認められるとき。

　　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は

　　　便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営

に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を

　　　有していると認められるとき。

　　キ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまで

　　　のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し

たと認められるとき。

ク　受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約

　その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）

に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれ

に従わなかったとき。

　⑽　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に

　　関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

　　第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体

が独占禁止法第８条第１項の規定に違反したことにより、公正取引

委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法

第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金

の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が

確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の

規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

　⑾　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づ

　　く排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者で

ある事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたと

きは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対

して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した

場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、こ

の契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反す

る行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑿　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独

　占禁止法第３条又は第８条第１項の規定に違反する行為があったと

された期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され

た場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件

について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが

確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である

当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含

む。）が行われたものであるとき。

　⒀　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人

　　を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第

198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号

の規定による刑が確定したとき。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第44条**　第42条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき

事由によるものであるときは、受注者は前２条の規定による契約の解

除をすることができない。

**（受注者の催告による解除権）**

**第45条**　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間

を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この

契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけ

る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であ

るときは、この限りではない。

**（受注者の催告によらない解除権）**

**第46条**　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの

契約を解除することができる。

　⑴　第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が３分の

　　２以上減少したとき。

　⑵　第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履

　　行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。た

だし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分

の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されな

いとき。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第47条**　第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき

事由によるものであるときは、受注者は前２条の規定による契約の解

除をすることができない。

**（解除の効果）**

**第48条**　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注

者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡

しに係る部分については、この限りではない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解

　除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条

の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く

ものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があ

ると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分

の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該

引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分

委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して

　定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合

には、発注者が定め、受注者に通知する。

**（解除に伴う措置）**

**第49条**　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、

貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければなら

ない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失によ

り滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還

し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作

　業現場に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分（第37条第

　１項又は第２項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規

定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物

その他の物件（第７条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委

任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。

以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去す

るとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなけ

ればならない。

３　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下こ

　の項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げ

る撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は

受注者が負担する。

　⑴　業務の出来形部分に関する撤去費用等　契約の解除が第42条若し

　　くは第43条の規定によるとき又は解除が次条第３項に該当するとき

は受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条の規定によるとき

は発注者が負担する。

　⑵　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等　受注者が

　　負担する。

４　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に

　当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わな

いときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場

の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受

注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し

出ることができす、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号

の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）

を負担しなければならない。

５　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等につい

　ては、この契約の解除が次条第１項に該当するときは発注者が定め、

第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意

見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者

のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を

聴いて定めるものとする。

６　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除の伴い生じる事

　項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して

決める。

**（発注者の損害賠償請求等）**

**第50条**発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

⑵　この成果物に契約不適合があるとき。

⑶　第42条又は第43条の規定により成果物の引渡し後にこの

契約が解除されたとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をし

ないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代

えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金

として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　⑴　第42条又は第43条の規定により成果物の引渡し前にこの

契約が解除されたとき。

　⑵　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、

　　又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務につ

いて履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２

　号に該当する場合とみなす。

　⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合　破産法

（平成16年法律第75号）第74条第１項の規定により選任さ

れた破産管財人

　⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合　会社更

生法（平成14年法律第154号）第67条第１項の規定のより

選任された管財人

　⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合　民事再

生法（平成11年法律第225号）第２条第２号に規定する再生

債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により

第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこ

の契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する

ことができない事由によるものであるときは、第１項及び第２

項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合

　の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料

　を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の成立の日に

おける政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律

第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率の割

合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間

についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定

割合」という。）で計算した額とする。

６　第２項の場合（第43条第７号及び第９号の規定により、こ

　の契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定に

より契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われて

いるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項

の違約金に充当することができる。

**（談合その他不正行為による損害賠償の予約）**

**第51条**　受注者は、第43条第10号から第13号までのいずれか

に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、

賠償金として、業務委託料の10分の２に相当する金額を支払わ

なければならない。業務が完了した後も同様とする。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散

　しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構

成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この

場合においては、受注者の代表者であった者又は構成員であっ

た者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定

　する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について

賠償を請求することを妨げるものではない。

**（受注者の損害賠償請求等）**

**第52条**　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合

はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。た

だし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念

に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるも

のであるときは、この限りではない。

　⑴　第45条又は第46条の規定により契約が解除されたとき。

　⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしな

いとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第33条第２項（第37条において準用する場合も含む。）の

　規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注

　者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合

　で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができ

　る。

**（契約不適合責任期間等）**

**第53条**　受注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第３項

又は第４項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」

という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を

理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の

請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）

をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害

　額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不

適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者は第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な

　期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」

　という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知し

た場合において、発注者が通知から１年を経過するまでに前項

に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間の

内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根

拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請

求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失によ

り生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受

注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合期間については適

　用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知

ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注

者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をするこ

とができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを

知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発

注者の指示又は貸与品等の性状によりしょうじたものであると

きは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をするこ

とができない。ただし、受注者がの記載内容、指示又は貸与品

等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったとき

は、この限りでない。

**（保険）**

**第54条**　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を

付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係

る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければ

ならない。

**（賠償金等の徴収）**

**第55条**　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金

を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、

その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業

務委託料支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付

した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不

足があるときは、追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数

　につき、財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する。

**（紛争の解決）**

**第56条**　この約款の各条項において発注者と受注者が協議して

定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたも

のに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注

者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議

の上調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によ

りその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用

については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたもの

を除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、

その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務

　の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委

任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査

職員の職務執行に関する紛争については、第14条第２項の規定

により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定によ

り発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を

行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなけ

れば、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続

を請求することができない。

３　前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要がある

と認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても

同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成

８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和

26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

**（契約の費用）**

**第57条**　契約の締結に関する費用は、受注者の負担とする。

**（現場調査を含まない業務の特例）**

**第58条**　現場調査を含まない業務については、第20条第１項、

第27条、第29条第３項、第30条及び第49条第２項から第４

項までの規定は、適用しない。

**（不当介入等に関する報告）**

**第59条**　受注者は、この契約の履行にあたり、不当介入等（暴力行為、

脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感

を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使

を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当

に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障

を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、き然として拒否し、そ

の旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出なければなら

ない。また、警察からの捜査協力依頼があった場合は、応じなければ

ならない。

**（長期継続契約の場合の変更又は解除）**

**第60条**　この契約が長期継続契約（地方自治法施行令（昭和22

年政令第16号）第167条の17及び準用する日南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年条例第60号）第２条の規定による長期継続契約）である場合は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る

発注者の歳出予算において減額又は削除があったときは、発注者

は、この契約を変更、または解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除さ

　れた場合において、受注者に対して損害賠償の責めを負わない。

**（補則）**

**第61条**　この約款に定めのない事項については、日南串間広域不

燃物処理組合財務規則（昭和47年規則第３号）に定めるところ

によるものとし、この約款及び日南串間広域不燃物処理組合財

務規則にともに定めのない事項については、必要に応じて発注者

と受注者とが協議して定める。

附　則

**（施行期日）**

１　この約款は、令和３年６月１日から施行する。

**（日南串間広域不燃物処理組合業務等委託約款の廃止）**

２　日南串間広域不燃物処理組合業務等委託約款（平成25年制

定）は、廃止する。